

| 室番号 | 室名 | 用途、使用者等 | 配置等 | 特記事項 | 備考 |
|------------|---------|------------------|----------|--|-----------------------|
| 役員室 | | | | | |
| X-1 | 理事長室 | | | ・ピクチャーレール、造付のロッカー、書棚及び飾り棚を設置する。 | ・備品等：TV、応接セット、打合せテーブル |
| X-2 | 特別室 | 役員の来客対応等に使用 | | ・ピクチャーレール、造付のロッカー、書棚及び飾り棚を設置する。 | ・備品等：TV、応接セット、打合せテーブル |
| X-3 | 応接室 | 総務課受付後の来客の待合室に使用 | | ・ピクチャーレール、造付の書棚及び飾り棚を設置する。 | ・備品等：TV、応接セット |
| X-4 | 理事室① | | | ・ピクチャーレール、造付のロッカー及び書棚を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| X-5 | 理事室② | | | ・ピクチャーレール、造付のロッカー及び書棚を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| X-6 | 理事室③ | | | ・ピクチャーレール、造付のロッカー及び書棚を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| X-7 | 監事室 | | | ・ピクチャーレール、造付のロッカー及び書棚を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| X-8 | 役員室 | 非常勤役員室として使用 | | ・ピクチャーレール、造付のロッカー及び書棚を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| X-9 | 役員専用トイレ | | 男女別に設置する | ・機能的であるほか、アメニティに考慮した空間とし、男女別に設ける。 ・洗面台の混合栓で湯水を利用できるものとする。 | |

| 室番号 | 室名 | 用途、使用者等 | 配置等 | 特記事項 | 備考 |
|--------------|---------|-----------|--|---|------------------------|
| 共用会議室 | | | | | |
| Y-1 | 第1会議室 | 大会議室 | 第1会議室、第2会議室及び第3会議室は相互に隣接させ、可動間仕切りで区画する | <ul style="list-style-type: none"> ・第1～3会議室を接続し一体利用する場合のほか、単体での利用も可能な計画とする。 ・個別調光とし、天井固定式プロジェクター(5,000lm程度)、スクリーン及び音響設備(マイク)を設ける。 ・ピクチャーレールを設置する。 ・壁面にマイク等の機器を収納する小規模な収納を設置する。 ・可動間仕切りは遮音タイプとする。 | ・備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Y-2 | 第2会議室 | 大会議室 | | <ul style="list-style-type: none"> ・第1～3会議室を接続し一体利用する場合のほか、単体での利用も可能な計画とする。 ・個別調光とし、天井固定式プロジェクター(5,000lm程度)、スクリーン及び音響設備(マイク)を設ける。 ・ピクチャーレールを設置する。 ・可動間仕切りは遮音タイプとする。 | ・備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Y-3 | 第3会議室 | 大会議室 | | <ul style="list-style-type: none"> ・第1～3会議室を接続し一体利用する場合のほか、単体での利用も可能な計画とする。 ・個別調光とし、天井固定式プロジェクター(5,000lm程度)、スクリーン及び音響設備(マイク)を設ける。 ・ピクチャーレールを設置する。 ・可動間仕切りは遮音タイプとする。 | ・備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Y-4 | 第4会議室 | 中会議室 | | ・ピクチャーレールを設置する。 | ・備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Y-5 | 第5会議室 | 中会議室 | | ・ピクチャーレールを設置する。 | ・備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Y-6 | 第6会議室 | 中会議室 | | ・ピクチャーレールを設置する。 | ・備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Y-7 | 第7会議室 | 小会議室 | | ・ピクチャーレールを設置する。 | ・備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Y-8 | 第8会議室 | 小会議室 | | ・ピクチャーレールを設置する。 | ・備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Y-9 | 応接室 | 共用応接室 | | ・ピクチャーレールを設置する。 | ・備品等：応接セット |
| Y-10 | 打合せスペース | 共用打合せスペース | 6室のうち、3室は共用会議室に近接（共用会議室エリア）、3室は制作部（制作部エリア）に近接とする | <ul style="list-style-type: none"> ・4人程度で使用できる打合せスペースを6室設置する（各スペースの面積は同程度とする）。 ・ピクチャーレールを設置する。 | ・備品等：会議テーブル、イス |

| 室番号 | 室名 | 用途、使用者等 | 配置等 | 特記事項 | 備考 |
|--------------|-----------------------------------|---------|-------------------------------|---|-------------------------|
| 各部事務室 | | | | | |
| Z-1 | 総務企画部 部長室 | | 役員室と同フロアとし、事務室（総務課）と隣接 | <ul style="list-style-type: none"> 面積の半分程度を間仕切りで区切り、応接スペースとする。なお、間仕切り（事務室（総務課）との界壁含む）はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ピクチャーレール及び壁面収納棚（ロッカー組込み）を設置する。 | ・ 備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-2 | 事務室（総務課） | | 役員室と同フロアとし、役員室の受付が可能となるよう配置する | <ul style="list-style-type: none"> 廊下側に役員室への来訪者の受付を行うためのカウンターを設置する。 監視カメラの管理用クライアント端末を設置する。 | |
| Z-3 | 事務室（人事労務課） | | | | |
| Z-4 | 事務室（計画課、経理課、契約課、施設課、情報推進課、再整備担当室） | | | <ul style="list-style-type: none"> 金庫（W714×D738×H1,410 質量450kg）を設置できるスペースを確保する。 | |
| Z-5 | 事務室（総務課管理室） | | | | |
| Z-6 | 経理G資料室兼契約課倉庫 | | | <ul style="list-style-type: none"> 壁面収納棚及び資料棚を設置する。 | |
| Z-7 | 人事労務課倉庫 | | 事務室（人事労務課）に近接 | <ul style="list-style-type: none"> 壁面収納棚及び資料棚を設置する。 | |
| Z-8 | 職員相談室 | | 事務室（人事労務課）に近接 | | ・ 備品等：打合せテーブル・イス |
| Z-9 | 情報公開室 | | 共用会議室に近接（総務企画部のエリア外） | | ・ 備品等：打合せテーブル・イス |
| Z-10 | 入札室 | | 共用会議室に近接（総務企画部のエリア外） | | ・ 備品等：会議テーブル、イス、ホワイトボード |
| Z-11 | サーバー室・ヘルプデスク駐在室 | | | <ul style="list-style-type: none"> 2室に分割し、奥にサーバー室、手前にヘルプデスク駐在室を配置する。 19インチサーバーラック（約600kg）3台の荷重に耐える床構造とする。 サーバー用電源盤（上下鋼製ダクト付き）を設置する。（主幹1φ3W250A以上、分岐2P30A×40回路以上） サーバー用電源は自家発電回路で供給する。 24時間空調とし、温湿度管理を行う。 | ・ 備品等：サーバーラック、デスク、椅子 |

| 室番号 | 室名 | 用途、使用者等 | 配置等 | 特記事項 | 備考 |
|------|----------------------------|---------|-------------------------------|---|-----------------|
| Z-12 | 基金部 部長室 | | 事務室(企画調整課、芸術活動助成課、地域文化助成課)に隣接 | ・面積の半分程度を間仕切りで区切り応接スペースとする。なお、間仕切り(事務室(企画調整課、芸術活動助成課、地域文化助成課)との界壁含む)はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ・ピクチャーレール及び壁面収納棚(ロッカー組込み)を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-13 | 事務室(企画調整課、芸術活動助成課、地域文化助成課) | | | | |
| Z-14 | 助成相談室 | | 共用会議室に近接(基金部のエリア外) | | |
| Z-15 | 新国立劇場・おきなわ部 事務室(管理課) | | 事務室(計画、経理、契約、施設、情報推進課)に近接 | | |
| Z-16 | 国立劇場調査養成部 部長室 | | 事務室(調査資料課)に隣接 | ・面積の半分程度を間仕切りで区切り応接スペースとする。なお、間仕切り(事務室(調査資料課)との界壁含む)はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ・ピクチャーレール及び壁面収納棚(ロッカー組込み)を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-17 | 事務室(調査資料課) | | 調査資料諸室(AV室、ミキサー室等)に近接 | | |
| Z-18 | 研究スペース | | 事務室(調査資料課)に近接 | | ・備品等：作業机 |
| Z-19 | 事務室(養成課) | | 伝統芸能(養成研修)エリアに近接(調査養成部のエリア外) | | |
| Z-20 | 講師打合室 | | 事務室(養成課)に隣接(調査養成部のエリア外) | | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-21 | 研修生打合室 | | 事務室(養成課)に近接(調査養成部のエリア外) | | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-22 | 機材編集室 | | 事務室(養成課)に近接(調査養成部のエリア外) | | ・備品等・作業机、椅子 |
| Z-23 | 国立劇場舞台技術部 部長室 | | 事務室(技術課、舞台課)と隣接 | ・面積の半分程度を間仕切りで区切り応接スペースとする。なお、間仕切り(事務室(技術課、舞台課)との界壁含む)はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ・ピクチャーレール及び壁面収納棚(ロッカー組込み)を設置する。 ・舞台系システム(映像、音声、インカム等)の専用光回線を敷設する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-24 | 事務室(技術課、舞台課) | | | ・舞台系システム(映像、音声、インカム等)の専用光回線を敷設する。 | |

| 室番号 | 室名 | 用途、使用者等 | 配置等 | 特記事項 | 備考 | |
|------|---------|---------------------|----------------------|--|--|-----------------|
| Z-25 | 国立劇場制作部 | 部長室 | 事務室（公演計画課）と隣接 | ・面積の半分程度を間仕切りで区切り応接スペースとする。なお、間仕切り（事務室（公演計画課）との界壁含む）はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ・ピクチャーレール及び壁面収納棚（ロッカー組込み）を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル | |
| Z-26 | | 事務室（公演計画課） | | | | |
| Z-27 | | 事務室（歌舞伎課、伝統芸能課、宣伝課） | | | | |
| Z-28 | | 事務室（舞台監督美術課） | | 湯沸室に近接 | ・ドライヤー（1,200W）5台の使用（同時に使用する台数は2台）に対応した電源を設ける。 ・美術系職員（5名）の各席に単独回線（20A）を敷設し、OAコンセント（2口）を設置する。 | |
| Z-29 | | 制作部作業室 | ポスターや動画の編集作業に使用 | 事務室（歌舞伎課・伝統芸能課・宣伝課）に近接 | ・壁面収納棚及び資料棚を設置する。 | ・備品等：作業机、椅子 |
| Z-30 | | 制作部資料室 | | 事務室（公演計画課）に近接 | ・壁面収納棚及び資料棚を設置する。 | ・備品等：打合せテーブル、イス |
| Z-31 | 国立劇場営業部 | 部長室 | 事務室（営業課・販売計画課）に隣接 | ・面積の半分程度を間仕切りで区切り応接スペースとする。なお、間仕切り（事務室（販売計画課・営業課）との界壁含む）はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ・ピクチャーレール及び壁面収納棚（ロッカー組込み）を設置する。 ・監視カメラの管理用クライアント端末を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル | |
| Z-32 | | 事務室（劇場課） | | 稽古場に近接（営業部のエリア外） | ・監視カメラの管理用クライアント端末を設置する。 | |
| Z-33 | | 事務室（販売計画課、営業課） | | | ・チケット電話受付のオペレータ用IP多機能電話機及びヘッドセットを営業課に設置する。 ・デジタルサイネージのコンテンツ入力端末を設置する。 ・販売計画課にチケット販売システム専用回線を敷設する。 ・営業課編集企画室エリア内の作業スペースの照明は、色の評価作業を行うため、高演色形（平均演色評価Ra95以上、色温度5,000K）とする。 | |
| Z-34 | | チケットセンター | 普及発信施設の運営スタッフ事務室を兼ねる | 事務室（販売計画課、営業課）に隣接 | ・チケットセンター用サーバーの管理用PC及びプリンタを設置する。 ・チケット販売システム専用回線を敷設する。 ・監視カメラの管理用クライアント端末を設置する。 | |
| Z-35 | | 営業部作業室 | 営業資料や解説資料の校正作業に使用 | 事務室（販売計画課、営業課）に近接 | ・壁面収納棚及び資料棚を設置する。 | |
| Z-36 | | 営業部倉庫 | | 事務室（販売計画課、営業課）に近接 | ・壁面収納棚及び資料棚を設置する。 | |

| 室番号 | 室名 | 用途、使用者等 | 配置等 | 特記事項 | 備考 |
|------|---------------------------|----------------|--------------------------------------|---|-----------------|
| Z-37 | 国立 演芸 場部 | 部長室 | 事務室（演芸課・営業課）に隣接 | <ul style="list-style-type: none"> ・面積の半分程度を間仕切りで区切り応接スペースとする。なお、間仕切り（事務室（演芸課・営業課）との界壁含む）はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ・ピクチャーレール及び壁面収納棚（ロッカー組込み）を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-38 | | 事務室（演芸課、営業課） | 部長室に隣接 | <ul style="list-style-type: none"> ・出入口は親子扉の観音開き（有効幅1,200mm程度）とする。 ・デジタルサイネージのコンテンツ入力端末を設置する。 ・営業課にチケット販売システム専用回線を敷設する。 ・演芸課に舞台系システム（映像、音声、インカム等）の専用光回線を敷設する。 ・演芸課に監視カメラの管理用クライアント端末を設置する。 | |
| Z-39 | 国立 劇場 再整 備本 部 | 事務室（国立劇場再整備本部） | 事務室（計画課、経理課、契約課、施設課、情報推進課、再整備担当室）に近接 | | |
| Z-40 | 監査 室・ 監事 室 | 事務室（監査室・監事室） | 監事室に近接（役員室エリアとする） | | |
| Z-41 | 特命 経営 企画 本部 | 部長室 | 理事長室に近接（役員室エリアとする）、事務室（日本博事務局）に隣接 | <ul style="list-style-type: none"> ・面積の半分程度を間仕切りで区切り応接スペースとする。なお、間仕切り（事務室（特命経営企画本部）との界壁含む）はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ・ピクチャーレール及び壁面収納棚（ロッカー組込み）を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-42 | | 事務室（特命経営企画本部） | 理事長室に近接（役員室エリアとする）、部長室に隣接 | | |
| Z-43 | 日本 博事 務局 | 日本博事務局 長室 | 総務企画部に近接、事務室（日本博事務局）に隣接 | <ul style="list-style-type: none"> ・面積の半分程度を間仕切りで区切り応接スペースとする。なお、間仕切り（事務室（日本博事務局）との界壁含む）はガラス製とし、視線を遮るためのカーテンもしくはブラインドを設置する。 ・ピクチャーレール及び壁面収納棚（ロッカー組込み）を設置する。 | ・備品等：TV、打合せテーブル |
| Z-44 | | 事務室（日本博事務局） | 日本博事務局長室に隣接 | | |

| 室番号 | 室名 | 用途、使用者等 | 配置等 | 特記事項 | 備考 |
|-----------------|--------------------|----------------------------|--------------------------|--|-------------------------|
| 共用（事務管理） | | | | | |
| a-1 | 作業室（印刷室） | | 営業部及び制作部に近接 | | ・ 備品等：リソグラフ、紙折り機、シュレッダー |
| a-2 | 電話交換室 | 交換手1名が常駐、電話交換機室を含む | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話交換機用電源盤（上下鋼製ダクト付き）を設置する。（主幹及び分岐回路数については、機器仕様により決定すること。） ・ 電話交換機用電源は自家発電回路で供給する。 ・ 電話交換機室は間仕切りにより区画し、24時間空調及び温湿度管理ができるものとする。 ・ 電話交換機室には消防法等に基づき、適切に消火設備を設置する。 ・ 交換手用機器に対応した電源を設置する。 | |
| a-3 | 更衣室（営業課、施設課、庭園管理室） | | 男女別に設置する | | ・ 備品等：ロッカー |
| a-4 | 更衣室（舞台技術部） | | 男女別に設置する | | ・ 備品等：ロッカー |
| a-5 | 休養室（男性用） | | 職員の使用しやすい位置に設ける | <ul style="list-style-type: none"> ・ 和室（畳敷き）とし、押入れを設置する。 ・ 照明は電球色とし、調光できるものとする。 | ・ 備品等：ベッド（2床） |
| a-6 | 休養室（女性用） | | 職員の使用しやすい位置に設ける | <ul style="list-style-type: none"> ・ 和室（畳敷き）とし、押入れを設置する。 ・ 照明は電球色とし、調光できるものとする。 | ・ 備品等：ベッド（2床） |
| a-7 | リフレッシュスペース | | 職員の使用しやすい位置に設ける | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下との間仕切りは設置しない（独立した室とはしない）。 ・ テーブル、いす、ソファ、自動販売機を設置する。 | |
| a-8 | 受付（職員、稽古場、養成研修用） | 入館者のチェックに使用 | 職員用エントランスに近接 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内線電話を設置する。また、公衆電話を設置できるように配管配線を行う。 ・ 監視カメラを設置し、死角などができないよう計画する。 ・ 稽古場利用者の動線は他の動線とは別とすることが望ましい。 | |
| a-9 | 警備室 | | 受付に近接 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視カメラの管理用クライアント端末を設置する。 | ・ 備品等：ロッカー |
| a-10 | 郵便関係室 | 郵便集荷、宅配、クリーニング集荷のために使用 | 事務室（総務課管理室）と隣接 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋の形状に合わせて物品棚を設置する。 ・ 備品等に対応した電源を設置する。 ・ 郵便システム専用回線を敷設する。 | ・ 備品等：作業用テーブル |
| a-11 | 清掃員控室 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋の一部を更衣室として区画する（男女別、各10㎡程度） ・ 洗濯機置場（洗濯機用パンを設置する。）及び給排水設備を設置する。 | ・ 備品等：ロッカー、洗濯機 |
| a-12 | ゴミ処理室 | 厨房ごみ以外の紙類・再生利用不可ゴミの一時保管に使用 | 清掃員控室に近接、搬出を考慮し合理的な位置に設置 | | |

| 室番号 | 室名 | 用途、使用者等 | 配置等 | 特記事項 | 備考 |
|------|--------|-------------------|---------------|--|------------------------|
| a-13 | 倉庫・書庫 | | | ・室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。 | |
| a-14 | 備蓄倉庫A | | 総務企画部に近接 | ・出入口は大型台車が入り可能とする。 | |
| a-15 | 備蓄倉庫B | | 劇場エリアに設置 | ・出入口は大型台車が入り可能とする。 | |
| a-16 | 湯沸室 | 各階のゴミ置き場を兼ねる | 事務室のある各階に設置する | <ul style="list-style-type: none"> ・ミニキッチンを設置し、水栓は混合水栓とし、熱湯用水栓を別途設置する。 ・事務室(舞台監督美術課)に近接する湯沸室のシンクは、飲料用(水と湯)及び絵具洗浄用(水)の2槽を設置する。 ・備品等に対応した電源を設置する。 | ・備品等：ゴミ収集箱、食器棚、冷蔵庫、レンジ |
| a-17 | 便所・洗面所 | 男性用、女性用、バリアフリートイレ | 事務室のある各階に設置する | <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は(公社)空気調和・衛生工学会による「衛生器具の適正器具算定表」における事務所の適正器具数レベル1以上とする。 ・バリアフリートイレ(車椅子使用者用)を設置する。 ・男子トイレ及び女子トイレの便房にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレの小便器には1組以上の手すりを設ける。 ・男子トイレ及び女子トイレの洗面器にはそれぞれ1組以上の手すりを設ける。 ・洗面器は混合栓とし湯水が利用できるものとする。 ・複数階及び複数箇所に設置する場合も上記による。 | |
| a-18 | 関係事務室 | | 総務企画部に近接 | | |